

議案第5号

琴浦町職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町職員定数条例の一部を改正する条例

琴浦町職員定数条例(平成16年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>28人</u> (7) 公営企業職員 <u>9人</u> 2 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>32人</u> (7) 公営企業職員 <u>5人</u> 2 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。